

## 議案第 7 号

### 海老名市市税条例等の一部改正について

海老名市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長      内   野      優

### 提案理由

原動機付自転車の試乗用標識の交付及び消費税引上げ時期の変更による地方税法等  
の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の改正を行うため

## 海老名市市税条例等の一部を改正する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第72条第2号を次のように改める。

（2） 商品の原動機付自転車であつて、第81条の2第1項に規定する標識を表示して使用するもの

第81条の2を次のように改める。

（原動機付自転車の試乗用標識の交付等）

第81条の2 原動機付自転車の販売業者が商品である原動機付自転車の車体試験を行うため、その販売業者が自ら試乗し、又は他人に試乗させるときは、その車体の見やすい箇所に原動機付自転車試乗用標識（以下「試乗用標識」という。）を取り付けなければならない。

2 試乗用標識は、市内に事業所を有する原動機付自転車の販売業者に対し、1事業所に1枚を交付する。

3 試乗用標識の有効期間は、交付の日からその交付の日の属する年度の末日までとする。

4 試乗用標識の交付を受けようとする者は、原動機付自転車の販売業を営むことを証する書類を添えて、市長に申請書を提出しなければならない。

5 市長は、試乗用標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

6 試乗用標識の交付を受けようとする者は、試乗用標識1枚につき500円を納付しなければならない。

7 試乗用標識の交付を受けた者は、当該交付を受けた試乗用標識を譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

8 試乗用標識が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該標識は、その効力を失う。

- (1) 試乗用標識の有効期間が満了したとき。
- (2) 試乗用標識の交付を受けた者が原動機付自転車の販売業者でなくなったとき。
- (3) 試乗用標識を原動機付自転車の車体試験以外のために使用したとき。
- (4) 試乗用標識をき損し、亡失し、又は摩滅したとき。
- (5) 前項に規定する不正使用をしたとき。

9 試乗用標識の交付を受けた者は、試乗用標識が無効又は不用になった場合は、直ちに試乗用標識及び交付を受けた証明書を返納しなければならない。

10 試乗用標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、亡失し、又は摩滅したときは直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは弁償金として200円を納めなければならない。

附則第5条の2の2の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(海老名市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 海老名市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中海老名市市税条例附則第14条の改正規定を次のように改める。

附則第14条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 第 2 号ア | 3,900円  | 4,600円  |
|        | 6,900円  | 8,200円  |
|        | 10,800円 | 12,900円 |
|        | 3,800円  | 4,500円  |
|        | 5,000円  | 6,000円  |

- 2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 73 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 第 2 号ア | 3,900円  | 1,000円 |
|        | 6,900円  | 1,800円 |
|        | 10,800円 | 2,700円 |
|        | 3,800円  | 1,000円 |
|        | 5,000円  | 1,300円 |

- 3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 73 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 第 2 号ア | 3,900円  | 2,000円 |
|        | 6,900円  | 3,500円 |
|        | 10,800円 | 5,400円 |
|        | 3,800円  | 1,900円 |
|        | 5,000円  | 2,500円 |

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|      |         |        |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円  | 3,000円 |
|      | 6,900円  | 5,200円 |
|      | 10,800円 | 8,100円 |
|      | 3,800円  | 2,900円 |
|      | 5,000円  | 3,800円 |

附則第1条第2号中「次号」を「第5号」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 第1条中海老名市市税条例附則第14条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

- (5) 第1条中海老名市市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「」、第51条の7、第60条」の次に「、第72条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第88条第1項」を「第72条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第88条第1項」を「第72条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第33条の4、第33条の7、第71条及び第71条の2の改正規定、同条例第72条の次に7条を加える改正規定、同条例第73条、第74条及び第75条の2から第81条までの改正規定並びに同条例附則13条の次に5条を加える改正規定並びに第2条中海老名市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）附則第6条の改正規定並びに第3条中海老名市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）附則

第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第88条第1項」を「第72条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 新条例第33条の4及び第33条の7の規定は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「附則第1条第2号」を「附則第1条第5号」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第14条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第72条の改正規定及び第81条の2の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。